

清和水力発電所プロポーザルに係るQ&A

Q1 募集要項P11「第9 候補者の選定方法（審査及び選考の基準）③ウの項目「投資計画、売上計画及び損益計画について、それぞれ5年分を記載」について5年と指定している理由は。

A1 一定の目安として5年分としているが、それ以上の計画があっても差し支えない。

Q2 募集要項P1 水力発電所に関連するこれまでの関係機関と取り交わした手続き資料等（河川法、砂防法等）も譲渡の認識か。

A2 河川法、砂防法、自然公園法、電気事業法、再生可能エネルギー等について譲渡手続きを行い、手続き終了後に資料を譲渡する予定

Q3 募集要項P7 現地説明会は各事業者3名までとあるが、グループ申請の場合、グループの各構成法人で各々3名までと考えて良いか

A3 募集要項に記載のとおり

Q4 募集要項P12 購入価格について、上下限範囲の設定は。

A4 設定していない。

Q5 次の水利権更新時期は。

A5 令和16年（2034年）3月31日が許可期限となっている。

Q6 募集要項P3 譲渡条件③「耐用年数の期間内に取得財産を処分するとき」の、清和発電所の「減価償却資産の耐用年数」の明示を。

A6 建物は17年、機械装置は20年で共に過ぎている。水路については57年で、37年を残している。なお、土地については耐用年数無し。

Q7 清和発電所について山都町と九州電力との接続契約内容の開示は可能か。

A7 開示は可能

Q8 設立から間もない法人の場合、経営能力の審査に係る資料として出資元の資料等を添付資料として提出する事で、審査対象としてもらう事は可能か。

A8 可能であるが、あくまでも当該法人の経営能力を審査する。

Q9 漁協や地元町内会等ステークホルダーについて、施設改修後も諸元に変更のない場合、発電事業者の変更に伴って契約条件の変更の可能性はあるか。特に補償金額や小水力発電事業自体への反対など、事業継続が危ぶまれる状態にはならないと理解して良いか。

A9 緑川漁協に状況を説明したが異論等出ていない。また、発電所建設以降、地元などか

ら苦情等受けていないが、隣接にキャンプ場があり、一定の配慮は必要

Q10 企画提案書に関し各審査項目について何枚まで等、枚数指定はあるか。

A10 枚数の指定は行わないが、プレゼンテーション時間（15分程度を予定）内で説明が可能な範囲に留めること

Q11 企画提案書に添付する図表に関し、10pt未満のサイズとして良いか。

A11 可能だが、視認性に努めること

Q12 審査項目①～⑥の配点及びアイウの細項目の配点は。

Q12 配点について、募集要項には開示しないこととしている。

Q13 資格要件に関し、グループの構成企業だけでなく、協力企業（提案書に明記）を含めた資格要件、実績でよろしいか。

A13 A14を参照のこと

Q14 募集要項P5(2) サ電気主任技術者及びダム水路主任技術者を確保すること」とあるが、どのように確保すれば良いか。構成企業グループ会社に該当資格者が在籍しており、体制構築可能である旨を提案書に記載することで良いか。

A14 電気主任技術者については委託も可とする。ダム水路主任技術者については、有資格者の選任を前提とする。資格に係る免状の写し、何某の社員であることが確認できるもの、加えてその社員の住所も明らかにすること。なお、両技術者が、2時間以内に現場へ到達可であることを条件とする。